

森林環境保全整備事業実施要領

平成14年3月29日 13林整整第885号
林野庁長官通知
最終改正：令和5年4月1日 4林整整第772号

森林環境保全整備事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業区分、事業内容等

森林環境保全整備事業の区分ごとの事業内容、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

本事業は、要綱に規定する森林環境保全直接支援事業を次により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象森林にあっては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去

ウ 下刈り

植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とする。

エ 雪起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

カ 枝打ち

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去
- (イ) 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去
- (ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

キ 除伐

下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

ク 保育間伐

12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。

ケ 間伐

12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齡以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。

コ 更新伐

18齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齡以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らしとする。

サ 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、(ア)のbについてはこの限りではない。）とする。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備

a 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

b 施設改良

既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

(ウ) 林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壤の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

(エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹

林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

シ 森林作業道整備

「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当するものとする。

(ア) ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。

(イ) 第2の4の(1)【事前計画】（【】は引用を簡潔に示すものである。以下同じ。）に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると都道府県知事（以下「知事」という。）が認めるもの

(ウ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの

(2) 事業主体

ア 次のいずれかの者とする。

(ア) 都道府県

(イ) 市町村

(ウ) 森林所有者

(エ) 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）

(オ) 森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの）をいう。以下同じ。）

(カ) 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）

(キ) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）

(ク) 森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）

(ケ) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者

(コ) 森林經營管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）

イ アにかかわらず、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づく汚染状況重点調査地域及びそれに指定されていた地域並びに除染特別地域（帰還困難区域を除く。）において緊急的に実施する場合（東日本大震災復興特別会計で実施するものに限る。以下「汚染状況重点調査地域等森林整備事業」という。）は、都道府県、市町村、森林整備法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で実施する場合は、森林所有者と協定を締結した場合に限る。）に限る。

(3) 事業規模等

(1)のアからコまでについては、1 施行地の面積が0.1ha以上

これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア又はイのいずれかに該当する
もの（汚染状況重点調査地域等森林整備事業を除く。）

- ア 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、第5の1【補助
金の交付申請】に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間
伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、
それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上
イ 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施
権配分計画」という。）に基づき行う場合は、アの規定を準用するものとし、こ
の場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権
配分計画」と読み替えるものとする。

(4) 補助金額

- ア 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。
ただし、沖縄県で行う事業については、査定係数は適用しないものとする。
イ 標準経費は標準単価に事業量を乗じて求めたものとし、標準単価の算定は第5
の3【標準単価】によるものとする。
ウ 査定係数は、次のとおりとする。
- (ア) 次のa又はbのいずれかに該当するもの：180
- a 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（以
下「効率的施業区域」という。）又は間伐等特措法第4条第3項の規定により
定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定
間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基
づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回まで
の下刈り
- b 汚染状況重点調査地域等森林整備事業
- (イ) 次のa～cのいずれかに該当するもの：170
- a 森林経営計画等に基づき行う事業((ア)に規定する査定係数180で行うものを
除く。また、(ア)のaの施行地における4回以降の下刈りも含む。)
- b 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林
経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対
象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する
林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの
- c 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧 ((1) ア～コの施
業と一体的に実施するものを除く。)
- (ウ) 次のa又はbのいずれかに該当するもの：90
- a 人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行うもの（新
たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造
林届出を要しない場合を含む。）
- b 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(ア)及び(イ)のaに該当しないも
の
- エ 補助率は、「林業関係事業補助金等交付要綱」（昭和47年8月11日付け47林野
政第640号農林事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるものとする。

2 特定森林再生事業

本事業は、要綱に規定する協定（地方公共団体等と森林所有者による協定等であつ
て、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わな

い旨が定められたものをいう。以下同じ。)に基づいて特定森林再生事業を次により実施するものとする。

(1) 森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(カ) 除伐

1の(1)のキ【除伐】に準ずる。

(キ) 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ア)～(カ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、aの(b)についてはこの限りではない。）とする。

a 鳥獣害防止施設等整備

(a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。

(b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)【林床保全整備】に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)【荒廃竹林整備】に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(カ)」と読み替える。）

(ク) 森林作業道整備

森林作業道の開設、改良及び復旧であって、次の全てに該当するものとする。

a (ア)～(カ)のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの

b 第2の4の(1)【事前計画】に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するための整備することが相当であると知事が認めるもの

c 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの

イ 事業主体

(ア) 都道府県、市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接

し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。)に限る。)

- (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

ウ 事業規模等

アの(ア)～(カ)については、1 施行地の面積が0.1ha以上

なお、都道府県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、第5の1【補助金の交付申請】に定める補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上とする。

エ 補助金額

(ア) 補助金額は1の(4)のア【補助金額】に準ずる。

(イ) 標準経費は1の(4)のイ【標準経費】に準ずる。

(ウ) 査定係数は次のとおりとする。

a 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180

b その他：90

(エ) 補助率は1の(4)のエ【補助率】に準ずる。

(2) 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(カ) 枝打ち

1の(1)のカの(カ)【枝打ち（18歳級以下）】に準ずる。

(キ) 除伐

1の(1)のキ【除伐】に準ずる。

(ク) 保育間伐

12歳級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（被害木を含む。）とする。

(ヶ) 更新伐

18齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らしとする。

(コ) 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、aの(b)についてはこの限りではない。）とする。

a 鳥獣害防止施設等整備

(a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。

(b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)【林床保全整備】に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)【荒廃竹林整備】に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。）

(サ) 森林作業道整備

(1)のアの(ク)【森林緊急造成の森林作業道整備】に準ずる。（ただし、(1)のアの(ク)において「(ア)～(カ)」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。）

(シ) 森林保全再生整備

野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当するものとする。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条第2項に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第4条の2に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。

a 鳥獣害防止施設の整備等

次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものとする。

(a) 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。）

(b) 既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。）

b 鳥獣の誘引捕獲

誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。）とする。

(ス) 森林災害等復旧林道整備

火災、気象害その他の災害を受けた森林を復旧するための、森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事

項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。）第7項第4号及び第5号の規定に基づく森林管理道（森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道をいう。）の開設とする。

イ 事業主体

アの(ア)【森林災害等復旧林道整備】については、都道府県、市町村、森林組合等とし、アの(ア)以外については、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 都道府県又は市町村（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林經營管理法第4条の規定により經營管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。）

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林經營計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林經營計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）

(ウ) 森林所有者（地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。）

ウ 事業規模等

アの(ア)～(ケ)については、1施行地の面積が0.1ha以上であること。

アの(ア)【森林災害等復旧林道整備】については、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。ただし、既設の林道と他の既設の林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下「峰越連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(オ)を除く全ての要件に該当するものであること。

(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。

(イ) 林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に規定する自動車道であること。

(ウ) 告示付録第1（第6項第2号関係）により算出した数値（以下「開設効果指數」という。）が0.9以上であること。ただし、「防火林道整備事業実施要領」（平成4年4月9日付け4林野基第241号林野庁長官通知）に基づき開設する林道にあっては適用しないものとし、峰越連絡林道の幹線にあっては1.2以上とする。

(エ) 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積（以下「利用区域内森林面積」という。）が50ha以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね1km以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く（コスト縮減等を目的として森林施業道（森林管理道を補完し、専ら森林整備用車両の通行の用に供する恒久的施設として整備すべき林道をいう。）と一体的に路網を形成する場合にあっては、森林施業道に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。）。

a 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ha以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね0.8km以上のもの

(a) 「長期育成循環型路網整備事業の実施について」（平成13年3月30日付け13林整整第716号林野庁長官通知）に基づき開設する林道（以下「長期育成循環型路網」という。）における支線に相当する林道

(b) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項、

第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下単に「過疎地域」という。) 又は昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第2条第1項に規定する過疎地域、平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域若しくは令和3年3月31日における過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの(以下「旧過疎地域」という。)で整備される林道

- (c) 特定市町村等の要件等について(平成17年3月23日付け林整計第343号林野庁長官通知)の第2の規定による特定市町村又は準特定市町村で整備される林道
 - (d) 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第3条第1項の水源地域で整備される林道
 - (e) 沖縄県で整備される林道
 - (f) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道
- b 長期育成循環型路網の幹線にあっては、利用区域内森林面積が500ha以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね1km以上とする。
- c 峰越連絡林道にあっては、幹線は当該林道とこれに直接接続する既設の林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域(以下「直接利用区域」という。)が告示第9項に定める基準を満たすもの、その他は直接利用区域が告示第8項第1号に定める基準を満たすものとする。
- (オ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林において、森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主伐(更新を伴う伐採)を含む。)が計画されていること。

エ 補助金額

アの(ア)～(シ)については、(1)のエ【補助金額】に準ずる。(ただし、査定係数は170とする。)

アの(ス)【森林災害等復旧林道整備】の補助率は、交付要綱によるものとする。

(3) 重要インフラ施設周辺森林整備

鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設(以下「重要インフラ施設」という。)周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。

ア 事業内容

- (ア) 人工造林
 - 1の(1)のア【人工造林】に準ずる。
- (イ) 樹下植栽等
 - 1の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。
- (ウ) 下刈り
 - 1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。
- (エ) 雪起こし
 - 1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

- (オ) 倒木起こし
1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。
- (カ) 枝打ち
1の(1)のカの(ウ)【枝打ち（18歳級以下）】に準ずる。
- (キ) 除伐
1の(1)のキ【除伐】に準ずる。
- (ク) 保育間伐
2のアの(ク)【保育間伐】に準ずる。
- (ケ) 更新伐
2のアの(ケ)【更新伐】に準ずる。
- (コ) 付帯施設等整備
次の施設等の整備であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、aの(b)についてはこの限りではない。）とする。
 - a 鳥獣害防止施設等整備
 - (ア) 施設等整備
1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。
 - (イ) 施設改良
1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。
 - b 林内作業場及び林内かん水施設整備
1の(1)のサの(イ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。
 - c 林床保全整備
1の(1)のサの(ウ)【林床保全整備】に準ずる。
 - d 荒廃竹林整備
1の(1)のサの(エ)【荒廃竹林整備】に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。）
- (サ) 森林作業道整備
(1)のアの(ク)【森林緊急造成の森林作業道整備】に準ずる。（ただし、(1)のアの(ク)において「(ア)～(カ)」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。）

イ 事業主体

- (ア) 都道府県又は市町村（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要なインフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要なインフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。）
- (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要なインフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

ウ 事業規模等

アの(ア)～(ケ)については、1施行地の面積が0.1ha以上

エ 補助金額

(1)のエ【補助金額】に準ずる。（ただし、査定係数は180とする。）

(4) 保全松林緊急保護整備

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。

ア 事業区分

(ア) 保全松林健全化整備

「松くい虫被害対策の実施について」(平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁官通知)に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容はイの(ク)【衛生伐】のみとする。

(イ) 松林保護樹林帯造成

「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容はイの(ク)【衛生伐】を除く全てとする。

イ 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(カ) 除伐

1の(1)のキ【除伐】に準ずる。

(キ) 保育間伐

1の(1)のク【保育間伐】に準ずる。

(ク) 衛生伐

松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。

(ケ) 更新伐

2のアの(ケ)【更新伐】に準ずる。

(コ) 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただしaの(b)についてはこの限りではない。）とする。

a 烏鵲害防止施設等整備

(ア) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。

(ブ) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。

b 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)【荒廃竹林整備】に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。）

(サ) 森林作業道整備

1のアの(ク)【森林緊急造成の森林作業道整備】に準ずる。（ただし、(1)のアの(ク)において「(ア)～(カ)」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。）

ウ 事業主体

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。

エ 事業規模等

イの(ア)～(ケ)については、1施行地の面積が0.1ha以上

オ 補助金額

(ア) 補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。

(イ) 標準経費は1の(4)のイ【標準経費】に準ずる。

(ウ) 補助率は1の(4)のエ【補助率】に準ずる。

3 森林資源循環利用林道整備事業

要綱に規定する森林資源循環利用林道整備は、次により実施するものとする。

(1) 事業内容

意欲と能力のある林業経営体への集積・集約化が見込まれる、資源豊富な人工林等に対して路網ネットワークを重点的に整備するため、効率的施業区域内又は「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域内等において、次の各事業を効果的に組み合わせて、幹線となる林道を整備すること。

ア 林業生産基盤整備道整備

(ア) 開設

森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道を開設する。また、木材の生産流通の効率化を図るため、林業生産基盤整備道の開設に伴い発生する残土を活用して、公道等沿いに残土を利用した中間土場を整備することができる。

(イ) 改良

既設林道について、輸送力の向上及び安全確保を図るため、次に掲げる局部的構造の改良等を実施する。

a 橋りょう改良

架設後5年以上を経過した橋りょうで、その機能が喪失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを塗装する工事

b 局部改良

開設後5年以上を経過した林道について、現行の林道規程に定める勾配若しくは曲線半径の制限を超える箇所等の勾配若しくは曲線を修正する工事、待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設若しくは路側施設を新築若しくは改良する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改良する工事

c 雪害防止

次に掲げる林道に係る雪害防止施設（雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業において計画されていない施設をいう。）を新設する工事

(a) 冬山生産が行われている地域にある林道

(b) 雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林道

(c) 沿道に人家又は公共施設がある林道

d ずい道改良

施工後5年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤により著しく通行に支障があると認

められるものを改良する工事

e 幅員拡張

開設後5年以上を経過した林道であって、林道規程に定める自動車道に該当するものについて、その（林道規程に定める車道幅員と路肩幅員を加えたものをいう。以下同じ。）4.0m未満のものを4.0m以上とする工事及び全幅員5.0m未満のものを5.0m以上のものとする工事

f のり面保全

林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改良する工事

g 交通安全施設

道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改良する工事

ただし、幹線林道（告示第14項第2号又は第3号に定める基準に該当するものをいう。（4）のイの（エ）前段において同じ。）以外の林道については次に定める基準に該当するものに限る。

（a）過去に重大な交通事故が発生した路線

（b）具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線

h 舗装

木材輸送及び雨水等による路面の浸食に対する耐久性等の機能を向上するため、林道を舗装する工事

イ 林業専用道整備

（ア）林業専用道開設

森林施業の集約化や路網整備を通じた持続可能な森林経営の実現に資するため、森林作業道等と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として、林業生産基盤整備道の整備と同一の森林環境保全整備事業計画の下で行う林業専用道の開設とする。また、木材の生産流通の効率化を図るため、林業専用道の開設に伴い発生する残土を活用して、公道等沿いに残土を利用した中間土場を整備することができる。

（イ）林業専用道等改良

林業専用道等改良においては、林業専用道及び改良後に林業専用道として管理するもの（以下「林業専用道等」という。）を対象とし、輸送力の向上及び安全確保を図るため、林業生産基盤整備道の整備と同一の森林環境保全整備事業計画の下で行う、次に掲げる局部的構造の改良等を実施する。

a 局部改良

開設後5年以上を経過した林業専用道等について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改良する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改良する工事

b 幅員拡張

開設後5年以上を経過した林業専用道等について、その全幅員3.6m未満のものを3.6m以上とする工事

c のり面保全

林業専用道等に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改良する工事

d 舗装

雨水等による路面の侵食に対する耐久性等の機能を向上するため、林業専用道等を舗装する工事

e 橋りょう改良

架設後5年以上を経過した橋りょうで、その機能が喪失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを塗装する工事

f 交通安全施設

次に定める基準に該当する路線において行う道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改良する工事

(a) 過去に重大な交通事故が発生した路線

(b) 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線

g 雪害防止

次に掲げる林業専用道等に係る雪害防止施設（雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業において計画されていない施設をいう。）を新設する工事

(a) 冬山生産が行われている地域にある林業専用道等

(b) 雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林業専用道等

(c) 沿道に人家又は公共施設がある林業専用道等

ウ 作業ポイント整備

公道等の主要な地点において、森林施業の各工程に係る高性能林業機械等による効率的な作業等を利用する用地及び取付道路を整備する。

エ 接続路整備

林道から、森林内の地形の変換点（緩傾斜部）まで、比較的急勾配で配置する部分的な舗装された道等であって、これに接続することにより、森林作業道等の開設が容易になるもの（接続路）を整備する。

オ 路網計画策定

効率的に路網計画を策定するための航空レーザ計測の実施、支援ソフトの導入及び周辺機器の購入

カ 施設集約化（撤去）

第2の5【施設集約化計画】に基づく、林道における施設の集約化に伴うずい道、橋りょう等の林道施設の撤去

キ 老朽化対策

林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年8月19日付け林整計第292号林野庁長官通知）に係る個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）に基づく施設の老朽化対策

ク 機能回復

大雨等による被害拡大の未然防止、通行の安全の確保のための整備

(2) 対象事業の範囲

林業生産基盤整備道整備及び林業専用道整備については(4)のアの(オ)に規定する森林の整備が、主として本事業及び本事業と同様の目的で行われる見込みの路線を対象とする。

(3) 事業主体

都道府県、市町村、森林組合等とする。

(4) 事業規模等

ア 林業生産基盤整備道の開設

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (ア) 地域森林計画に記載された林道であること。
- (イ) 林道規程に規定する自動車道であること。
- (ウ) 開設効果指数が1.2以上であること。ただし、峰越連絡林道の幹線以外のものにあっては0.9以上とする。
- (エ) 利用区域内森林面積が50ha以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね1km以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く（コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合にあっては、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。）。
 - a 次のいずれかに該当するものであって、利用区域内森林面積が30ha以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね0.8km以上のもの
 - (a) 長期育成循環型路網における支線に相当する林道
 - (b) 過疎地域又は旧過疎地域で整備される林道
 - (c) 特定市町村等の要件等についての第2の規定による特定市町村又は準特定市町村で整備される林道
 - (d) 水源地域対策特別措置法第3条第1項の水源地域で整備される林道
 - (e) 沖縄県で整備される林道
 - (f) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道
 - b 長期育成循環型路網の幹線にあっては、利用区域内森林面積が500ha以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね1km以上とする。
 - c 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域が告示第9項に定める基準を満たすもの、その他は直接利用区域が告示第8項第1号に定める基準を満たすものとする。
- (オ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林において、森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。)が計画されていること。
- (カ) 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上であること。ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外する。
- (キ) 林業生産基盤整備道の開設により、走行時間を開設前と比較して10%以上削減すること。
- (ク) 中間土場を整備する場合については、開設に伴い発生する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整備にかかる費用が安価であること。

イ 林業生産基盤整備道の改良及び既設林道の改良

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (ア) 地域森林計画に記載された林道であること。
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の改良であること。
- (ウ) 1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、(1)のアの(イ)のh【舗装】については舗装に要する総事業費が2,400万円以上であること。
- (エ) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積と告示付録第4（第14項第2号関係）に定める算式により算出した数値（以下「改良効果指数」という。）がaの基準

を満たすこと。ただし、(1)のアの(イ)のh【舗装】においては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道（告示第13項第2号又は第3号に定める基準以上のものをいう。）とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとし、また、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

- a 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては告示第14項第2号又は第3号に定める基準、その他の林道にあってはそれぞれ50haと0.9とする。
- b 過疎地域及び旧過疎地域のものに係る路線の基準については、aの規定を準用するものとし、この場合において、「50ha」とあるのは「30ha」と読み替えるものとする。

ウ 林業専用道の開設

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (ア) 地域森林計画に記載された林道であること。
- (イ) 林道規程に定める自動車道の2級であること。
- (ウ) 「林業専用道作設指針の制定について」（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した林業専用道作設指針に適合すること。
- (エ) 開設効果指数が0.9以上であること。
- (オ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ha以上であり、かつ、全体計画延長が0.2km以上であること。
- (カ) 原則として当該路線の完成に伴い、当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において1の森林環境保全直接支援事業による間伐等を実施することが確実と見込まれること。
- (キ) 中間土場を整備する場合については、開設に伴い発生する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整備にかかる費用が安価であること。

エ 林業専用道等の改良

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (ア) 地域森林計画に計画が記載されていること。
- (イ) 1箇所の事業費が200万円以上であること。
- (ウ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ha以上であること。
- (エ) 改良効果指数が0.9以上であること。
- (オ) 幹線の基準は、イの(エ)に準ずる。

オ 作業ポイント整備

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (ア) 1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正であること。
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること。

カ 接続路整備

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (ア) 1箇所当たりの規模は、原則として、おおむね50m程度であること。
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること。

キ 路網計画策定

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (ア) 航空レーザ計測については、地域森林計画に記載する見込みのある林道の存する区域に係る市町村で実施すること。
- (イ) 航空レーザ計測の実施に係る経費の算定については、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）に準ずること。
- (ウ) 航空レーザ計測における照射密度は1m²当たり4点以上とすること。
- (エ) 航空レーザ計測の事業費は実施面積に1ha当たり5,000円を乗じた金額を上限とすること。
- (オ) 航空レーザ計測の1地区当たりの計測規模はおおむね10,000ha以上であること。

ク 施設集約化（撤去）

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (ア) 林道施設の集約化に伴って実施するずい道、橋りょう等の林道施設の撤去であること。
- (イ) 民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）に規定する林道台帳に登載された林道に設置されている林道施設であること。
- (ウ) 個別施設計画に基づき実施する林道施設の撤去であること。
- (エ) 撤去対象のずい道、橋りょう等の林道施設を含む林道又は集約先の林道施設を含む林道において、林道施設の機能の集約化を目的とした(1)のア【林業生産基盤整備道整備】又はイ【林業専用道整備】を併せて実施すること。
- (オ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること。

ケ 老朽化対策

事業費が40万円以上であること。

コ 機能回復

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (ア) 効率的施業区域内等であること。
- (イ) 橋りょう、ずい道、排水施設、路面等の機能の回復であること。
- (ウ) 事業費が40万円以上であること。

4 山村強靭化林道整備事業

要綱に規定する山村強靭化林道整備は、次により実施するものとする。

(1) 事業内容

持続的な林業経営の実現に向けて、効率的な森林施業、木材の大量運送等を可能とするとともに、幹線となる林道の強靭化を進めるため、林道規程の第3条(4)に規定する幹線であって、事業着手時から供用開始までの間に地方公共団体により地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる林道（以下「山村強靭化林道」という。）等を次の各事業を効果的に組み合わせて整備すること。

ア 山村強靭化林道整備

(ア) 開設

森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき山村強靭化林道を開設する。また、木材の生産流通の効率化を図るため、山村

強靭化林道の開設に伴い発生する残土を活用して、公道等沿いに残土を利用した中間土場を整備することができる。

(イ) 改良

既設林道について、林道の強靭化、輸送力の向上及び安全確保を図るため、次に掲げる局部的構造の改良等を実施する。

a 橋りょう改良

3の(1)のアの(イ)のa【橋りょう改良】に準ずる。

b 局部改良

3の(1)のアの(イ)のb【局部改良】(ただし書きを除く。)に準ずる。

c 雪害防止

3の(1)のアの(イ)のc【雪害防止】に準ずる。

d ずい道改良

3の(1)のアの(イ)のd【ずい道改良】に準ずる。

e 幅員拡張

3の(1)のアの(イ)のe【幅員拡張】に準ずる。

f のり面保全

3の(1)のアの(イ)のf【のり面保全】に準ずる。

g 交通安全施設

3の(1)のアの(イ)のg【交通安全施設】に準ずる。

h 舗装

3の(1)のアの(イ)のh【舗装】に準ずる。

イ 作業ポイント整備

3の(1)のウ【作業ポイント整備】に準ずる。

ウ 接続路整備

3の(1)のエ【接続路整備】に準ずる。

エ 路網計画策定

3の(1)のオ【路網計画策定】に準ずる。

オ 施設集約化(撤去)

3の(1)のカ【施設集約化(撤去)】に準ずる。

カ 老朽化対策

3の(1)のキ【老朽化対策】に準ずる。

(2) 対象事業の範囲

(4)のアの(オ)において準用する3の(4)のアの(オ)【利用区域内森林の整備】に規定する森林の整備が、主として本事業及び本事業と同様の目的で行われる見込みの路線を対象とする。

(3) 事業主体

3の(3)【事業主体】に準ずる。

(4) 事業規模等

ア 山村強靭化林道の開設については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 3の(4)のアの(ア)【地域森林計画】に準ずる。

(イ) 3の(4)のアの(イ)【林道規程】に準ずる。

(ウ) 3の(4)のアの(ウ)【開設効果指数】に準ずる。

(エ) 3の(4)のアの(エ)【利用区域内森林面積】に準ずる。

(オ) 3の(4)のアの(オ)【利用区域内森林の整備】に準ずる。

(カ) 3の(4)のアの(カ)【峰越連絡林道】に準ずる。

- (キ) 3の(4)のアの(ク)【中間土場】に準ずる。
- イ 山村強靱化林道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
- (ア) 地域森林計画に記載された林道であること。
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の改良であること。
- (ウ) (1)のアの(イ)のb【局部改良】及びf【のり面保全】については、1箇所あたりの事業費が200万円以上、そのほかの改良については、1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、(1)のアの(イ)のh【舗装】については、舗装に要する総事業費が3,000万円以上であること。
- (エ) 対象とする路線は幹線林道(告示第13項第1号ハに定める基準を満たすものをいう。)とその他の林道に区分することとする。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあたっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとし、また、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。
- a 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、それぞれ50haと0.9とする。
- b 過疎地域及び旧過疎地域のものに係る路線の基準については、aの規定を準用する。この場合において、「50ha」とあるのは「30ha」と読み替えるものとする。
- ウ 作業ポイント整備
3の(4)のオ【作業ポイント整備】に準ずる。
- エ 接続路整備
3の(4)のカ【接続路整備】に準ずる。
- オ 路網計画策定
3の(4)のキ【路網計画策定】に準ずる。
- カ 施設集約化(撤去)
3の(4)のク【施設集約化(撤去)】に準ずる。この場合において、「(1)のア【林業生産基盤整備道整備】又はイ【林業専用道整備】」とあるのは「4の(1)のア【山村強靱化林道整備】」と読み替えるものとする。
- キ 老朽化対策
3の(4)のケ【老朽化対策】に準ずる。

5 林業専用道整備事業

本事業は、要綱に規定する林業専用道整備を次により実施するものとする。

(1) 事業内容

恒久的な林内路網の整備については、次の各事業を効果的に組合せ、コスト縮減の実現等効率的な整備に努めること。

ア 林業専用道開設

森林施業の集約化や路網整備を通じた持続可能な森林経営の実現に資するため、森林作業道等と組み合せて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林業専用道の開設とする。

イ 林業専用道等改良

林業専用道等改良においては、林業専用道及び改良後に林業専用道として管理するもの(以下「林業専用道等」という。)を対象とし、輸送力の向上及び安全

確保を図るとともに、豪雨等に対する防災機能の向上のため、次に掲げる局部的構造の改良等を実施する。

(ア) 局部改良

3の(1)のイの(イ)のa【局部改良】に準ずる。

(イ) 幅員拡張

3の(1)のイの(イ)のb【幅員拡張】に準ずる。

(ウ) のり面保全

3の(1)のイの(イ)のc【のり面保全】に準ずる。

(エ) 舗装

3の(1)のイの(イ)のd【舗装】に準ずる。

(オ) 橋りょう改良

3の(1)のイの(イ)のe【橋りょう改良】に準ずる。

(カ) 交通安全施設

3の(1)のイの(イ)のf【交通安全施設】に準ずる。

(キ) 雪害防止

3の(1)のイの(イ)のg【雪害防止】に準ずる。

(ク) 山火事防止

前各号に掲げる工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事

(ケ) 災害避難施設

自然災害発生時に林業専用道等と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められている避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改築する工事

ウ 作業ポイント整備

3の(1)のウ【作業ポイント整備】に準ずる。

エ 接続路整備

3の(1)のエ【接続路整備】に準ずる。

オ ふくしま森林再生路網計画策定

東日本大震災の影響により放射性物質の影響を受けた森林において、効率的に路網計画を策定するための航空レーザ計測、支援ソフトの導入、周辺機器の購入及び森林所有者等の同意取付の用地調整を実施する。

カ 施設集約化（撤去）

3の(1)のカ【施設集約化（撤去）】に準ずる。

(2) 事業主体

都道府県、市町村、森林組合等とする。ただし、(1)のオについては、福島県に限る。

(3) 事業規模等

ア 林業専用道開設

3の(4)のウ【林業専用道の開設】の(ア)～(カ)に準ずる。

イ 林業専用道等改良

3の(4)のエ【林業専用道等の改良】の(ア)～(オ)に準ずる。

ウ 作業ポイント整備

3の(4)のオ【作業ポイント整備】の(ア)に準ずる。

エ 接続路整備

3の(4)のカ【接続路整備】の(ア)に準ずる。

オ ふくしま森林再生路網計画策定

- (ア) 航空レーザ計測については、地域森林計画に記載する見込みのある林道の存する区域に係る市町村で実施すること。
 - (イ) 航空レーザ計測の実施に係る経費の算定については、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）に準ずること。
 - (ウ) 航空レーザ計測における照射密度は1m²当たり4点以上とすること。
 - (エ) 航空レーザ計測の事業費は実施面積に1ha当たり5,000円を乗じた金額を上限とすること。
- カ 施設集約化（撤去）
- 3の(4)のク【施設集約化（撤去）】に準ずる。この場合において、「(1)のア【林業生産基盤整備道整備】又はイ【林業専用道整備】」とあるのは、「5の(1)のア【林業専用道開設】又はイ【林業専用道等改良】」と読み替えるものとする。

6 林道施設P C B廃棄物処理促進対策事業

本事業は、要綱に規定する林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）の調査、処理等を次により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア P C Bの濃度分析調査

次の(ア)及び(イ)に該当するものとする。

- (ア) 林道施設の塗膜に含まれるP C Bの濃度分析調査に必要な塗膜の剥離（これに伴う当該剥離箇所の再塗装を含む。）及び当該剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置

- (イ) (ア)により剥離した塗膜に含まれるP C Bの濃度分析調査

イ P C Bの処理等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 林道施設全体の塗膜の剥離（これに伴う当該施設の再塗装を含む。）及び剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置

- (イ) (ア)により剥離した塗膜の処分（処理施設までの運搬を含む。）

(2) 事業主体

都道府県、市町村、森林組合等とする。

(3) 採択要件

ア (1)のアにあっては、昭和41年から昭和49年までの期間にP C Bを含む塗料による塗装が行われたおそれがある林道施設であること。

イ (1)のイにあっては、P C Bを含む塗料による塗装が行われた林道施設であること。

第2 事業計画等

1 事業計画の作成

- (1) 知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、市町村森林整備計画の達成に資するものとして、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業のうち森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備、森林資源循環利用林道整備事業、山村強靭化林道整備事業、林業専用道整備事業並びに林道施設P C B廃棄物処理促進対策事業についての森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 事業計画の計画期間は原則5年間とする。
- (3) 知事は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意

見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。

- (4) 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

2 事業計画の承認及び変更

- (1) 知事は、1【事業計画の作成】により作成した事業計画の承認を林野庁長官に申請するものとする。
- (2) 林野庁長官は、(1)の申請に係る事業計画を適當と認めるときは、これを承認するものとする。
- (3) 事業計画の重要な部分の変更を行うときは、上記(1)及び(2)の規定を準用するものとする。なお、この場合、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。
- (4) (3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。
ア 計画期間の変更
イ 事業量の著しい増減
ウ 林業生産基盤整備道の新設又は廃止
エ 山村強靭化林道の新設又は廃止
オ 林業専用道の新設又は廃止
- (5) 知事は、(3)に規定する事業計画の重要な部分の変更以外の変更を行ったときは、原則として当該変更を行った年度の末日までに、林野庁長官に報告するものとする。

3 実施計画の作成等

- (1) 知事は、毎年度、翌年度に実施する森林環境保全整備事業に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、林野庁長官に提出するものとする。
- (2) 林野庁長官は、実施計画の提出があったときは、当該実施計画を審査の上、補助金の配布予定額を決定し、これを知事に内示するものとする。
- (3) 知事は、(2)の内示があった場合には、当該年度の実施計画を調整し、林野庁長官に提出するものとする。
- (4) 年度途中において実施計画を変更する場合は、上記(1)から(3)までの規定を準用するものとする。

4 事前計画の作成等

- (1) 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定期、実施予定期箇所及び概算事業量並びに当該実施予定期箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が第1の1【森林環境保全直接支援事業】の事業内容、事業主体及び事業規模等となっており、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指

導を行うものとする。

- (3) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された内容を随時とりまとめ、都道府県内における森林環境保全直接支援事業に係る間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

5 施設集約化計画の作成等

- (1) 森林資源循環利用林道整備事業、山村強靭化林道整備事業又は林業専用道整備事業の事業内容のうち、施設集約化（撤去）について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする施設集約化における撤去施設の概要、集約先施設の概要等を記載した計画（以下「施設集約化計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)により提出のあった施設集約化計画に記載された事業が施設集約化（撤去）の事業内容、事業主体及び事業規模等となっていることを確認し、当該事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該施設集約化計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

第3 国の助成

要綱第4の国の助成については、本要領第1の事業に要する経費について補助するものとする。

第4 維持管理

- 1 森林環境保全整備事業により実施した施設の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。
- 2 当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の地方公共団体、森林組合等を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、都道府県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、森林環境保全整備事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

第5 森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業に係る特記事項

森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業（第1の2の(2)のアの(ス)【森林災害等復旧林道整備】を除く。）については、次の事項を適用する。

1 補助金の交付申請

- (1) 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行う。
- (2) 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して(1)に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行う。

2 竣工検査

知事は、交付申請のあったものについて次によるほか、竣工検査内規を定めて竣工

検査（以下「検査」という。）を行う。

- (1) 検査は、申請の受理後速やかに1施行地ごとに、申請書等に基づき行うものとする。
- (2) 申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、(1)の規定にかかわらず、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。
- (3) 検査の結果、当該検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- (4) (3)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- (5) 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに署名するものとする。
- (6) 検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 標準単価

標準単価は次により定める。

- (1) 標準単価の構成因子は、事業内容ごとに付表1に掲げる標準単価構成因子を基準とする。
- (2) 標準単価の算定は、事業内容に係る作業のうち国が作業工程を提示したものについては当該作業工程を用いるとともに、国が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
- (3) 第1の1【森林環境保全直接支援事業】の事業内容における間伐、更新伐の標準単価は、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100m³（森林病害虫等防除法第2条第1項に掲げる森林病害虫等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあっては、200m³）を上限として、その数量に応じて定める。
- (4) 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
- (5) 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあっては、これに適用する標準単価を定めることができる。
- (6) 標準単価及び竣工検査内規については、事業主体が事業実施の可否を判断し及び低コスト化を図りつつ事業を適切に実施する上で重要な要素であることから、知事は、標準単価の算定に用いる作業工程（国が提示するものを除く。）について、実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、標準単価及び竣工検査内規に係る情報をホームページ等で積極的に公開すること。
- (7) 汚染状況重点調査地域等森林整備事業については、知事が必要と認める場合には、当面の間、区域を限って、適宜の方法により把握した労働者の放射線障害防止措置のために必要な費用を加算した額を標準単価として定めることができる。

4 補助金の交付決定等

- (1) 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金

の額の確定を同時に行う。

- (2) 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

5 補助金の交付に当たって付すべき条件等

- (1) 知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(第1の2の(1)、(2)及び(3)【協定等により実施する特定森林再生事業】の事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、森林資源循環利用林道整備、山村強靭化林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

イ 第1の1【森林環境保全直接支援事業】に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額(第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数【査定係数180及び170】が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が第1の1の(4)のウの(ウ)【査定係数90】に掲げる査定係数が適用される場合にあっては第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額)を返還すること。

ウ 第1の1【森林環境保全直接支援事業】に掲げる事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額(第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)【査定係数180及び170】に掲げる査定係数が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が第1の1の(4)のウの(ウ)【査定係数90】に掲げる査定係数が適用される場合にあっては第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差)を返還すること。

エ 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

オ 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

カ オに掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

キ 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して5年以内に

伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

ク 第1の2の(2)のアの(シ)【森林保全再生整備】を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

(2) 国への返還

知事は、(1)により補助金相当額を収納した場合は、収納した補助金相当額のうち国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

6 その他

- (1) 事業主体は、森林法等を遵守し事業の実行にあたること。
- (2) 第1の1及び2【森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業】の対象樹種は知事が補助することが適當と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあっては、林野庁長官の承認を得るものとする。
- (3) 知事は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、林野庁長官に提出するものとする。
- (4) 知事は、事業の実施に当たって、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者等の指導に努めるものとする。
- (5) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (6) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

第6 その他

- 1 都道府県の行う事業については、本要領に準じて行うものとする。
- 2 知事は、森林環境保全整備事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。
- 3 市町村長は、森林環境保全整備事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。
- 4 この要領に基づき知事が林野庁長官に対して行う協議及び提出は、沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して行うものとする。
- 5 第2の3【実施計画の作成等】の規定にかかわらず「地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令」（平成13年3月23日付け農林水産省訓令第8号）に基づき、沖縄県における被害森林整備に係る実施計画については、「林野庁長官」とあるのは「沖縄総合事務局長」と読み替えるものとする。
- 6 本要領により難い事項については、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- 7 東日本大震災復興特別会計における森林環境保全直接支援事業（ただし、第1の1の(2)の汚染状況重点調査地域等森林整備事業を除く。）及び林業専用道整備事業につ

いては、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に規定する原子力災害対策本部長の指示に基づいて、食品（きのこ、山菜等の特用林産物に限る。）の出荷制限が課せられた地域を含む市町村に限る。また、事業内容は、放射性物質対策と一体的に実施するものとし、次の(1)～(3)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 末木枝条の林内への集積又は小規模で簡易な編柵工・土留工（林床保全整備）と一体的に実施する施業
- (2) のり面保護を実施する林業専用道及び森林作業道整備
- (3) その他森林からの土砂の流出防止に留意した森林整備

8 令和2年度補正予算（第3号）における事業の対象区域及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2に規定する体質強化計画の事業対象区域内において実施する森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備並びに森林資源循環利用林道整備事業
- (2) 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の山地災害危険地区等における森林整備対策（森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業にあっては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。）並びに令和2年7月豪雨による被害を受けた森林において実施する森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業、森林資源循環利用林道整備事業、山村強靭化林道整備事業及び林業専用道整備事業

9 令和3年度補正予算における事業の対象区域及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（1）のアに規定する体質強化計画の事業対象区域内において実施する森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備、森林資源循環利用林道整備事業並びに山村強靭化林道整備事業
- (2) 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の山地災害危険地区等における森林整備対策（森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業にあっては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。森林資源循環利用林道整備事業、山村強靭化林道整備事業及び林業専用道整備事業にあっては、連絡線形の林道、沿線に生活関連施設がある林道又は個別施設計画に基づく整備の優先度の高い林道に限る。）の対策箇所において実施する森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業、森林資源循環利用林道整備事業、山村強靭化林道整備事業及び林業専用道整備事業

10 令和4年度補正予算（第2号）における事業の対象区域及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（1）のアに規定する供給力・体質強化計画の事業対象区域内において実施する森林環境保

全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備、森林資源循環利用林道整備事業並びに山村強靱化林道整備事業

- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の山地災害危険地区等における森林整備対策（森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業にあっては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。森林資源循環利用林道整備事業、山村強靱化林道整備事業及び林業専用道整備事業にあっては、連絡線形の林道、沿線に生活関連施設がある林道又は個別施設計画に基づく整備の優先度の高い林道に限る。）の対策箇所において実施する森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業、森林資源循環利用林道整備事業、山村強靱化林道整備事業及び林業専用道整備事業

11 以上のはか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が定める。

付表1 標準単価構成因子

事業内容	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定森林再生事業に限る）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
衛生伐	不用木伐倒費、不良木伐倒費、搬出集積費、破碎費、焼却費、薬剤代、被覆資材代
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

(注) 苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

(注) 搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。